

ふるさと納税による新事業創出支援事業対象プロジェクト募集要項

1 募集目的

ふるさと納税を活用し、福井県内の事業者の起業、新商品開発、販路開拓のほか、地方創生に資する事業プロジェクトを支援することを目的とします。

2 事業実施主体および支援対象事業

事業実施主体（以下、「プロジェクト実行者」という。）および支援対象事業は次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 県内に住所を有する個人事業者もしくは県内に主たる事業所を有する法人または団体
- (2) 起業の日（個人にあっては開業の日、法人または団体にあっては設立の日）に県内に住所を有することを予定している者
- (3) 県内に2年以上居住経験がある者

3 支援対象となる事業

起業、新商品開発、販路開拓のほか、観光、文化、教育、福祉、スポーツ等の地方創生に資する事業プロジェクトであり、地域課題の解決や地域活性化に資する事業プロジェクト

4 寄付金の募集

福井県（以下「県」という。）は、県が認定する事業プロジェクトの企画内容や寄付目標額等をクラウドファンディングサイト（以下「募集サイト」という。）に掲載して、寄付を募集します。使用する募集サイトは県が指定するクラウドファンディングサイトとします。

寄付目標額は50万円以上を目安とし、プロジェクト実行者が任意に定めるものとします。

募集サイトの掲載内容は、プロジェクト実行者がクラウドファンディングサイトを利用し、作成するものとします。

寄付金の募集は原則10月末までとし、最長で59日間とします。

寄付募集の広報活動は、プロジェクト実行者が行うものとします。

5 奨励金

県は寄付金の額から別に定めるクラウドファンディングサイト利用手数料に消費税及び地方消費税を加えた額を差し引いた金額を奨励金として支給します。

ただし、寄付目標額を達成することがクラウドファンディングの成立要件である場合は、寄付目標額を達成した場合のみ支給するものとします。

なお、寄付金の募集期間内に寄付目標額に達しなかった場合は、寄付者に対して寄付金を全額返金します。

6 応募の手続き等

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火）～7月31日（木）

(2) 支援事業数

20事業程度

(3) 提出書類

事業実施計画書（ふるさと納税による新事業創出支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）様式第1号）

添付書類

収支予算書（別紙1）

プロジェクト実行者概要説明書（別紙2）

県税の納税状況の確認について（別紙3）

その他、事業の内容が分かる資料を添付して下さい。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先（電子メールまたは郵送で募集期間内に提出してください）

福井県未来創造部定住促進課 ふるさと貢献グループ

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁7階

（電話）0776-20-0665

（e-mail）furusatokouken@pref.fukui.lg.jp

7 事業認定の方法

県は事業評価委員会を開催し、事業内容の新規性や実現可能性、地域課題解決への寄与度、寄付目標額達成のための工夫等を評価し、事業プロジェクトを認定します。

選定は書面による評価を行います。

8 事業の開始およびお礼等の実施

プロジェクト実行者は、県の認定後、事業プロジェクトを開始することができます。

プロジェクト実行者は、奨励金受領後、寄付者に対し速やかにお礼（手紙の送付や自社製品の試供品の提供等）を行い、寄付者に感謝の気持ちを伝えるものとします。さらに、定期的に事業進捗報告を行うなど寄付者に継続して関心を持っていただくための工夫を行うものとします。

ただし、寄付者に対するお礼は、平成31年4月1日付総務省告示第179号等を参考に、地場産品であり、お礼にかかる経費の割合が寄付金額に対

して3割を超えないようにするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内でプロジェクト実行者の負担により行うものとします。

(参考) 総務省HP「ふるさと納税に係る指定制度について」(平成31年4月1日付総務省告示第179号等を掲載)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html)

プロジェクトの進捗状況やお礼状・お礼品の送付の目的以外に寄付者の情報を使用することを禁止します。また、情報漏えい防止のための必要な措置を講じ、細心の注意を払ってください。

9 事業実績の報告

プロジェクト実行者は事業プロジェクトが完了した日から起算して1か月以内または令和8年4月3日のいずれか早い日までに事業実績報告書を県に提出するものとします。

10 事業中止によるキャンセル料

事業認定後、プロジェクト実行者の都合や不正な行為により、事業を中止したときは、クラウドファンディングサイト運営会社に対するキャンセル料が発生する場合があります。(募集サイトの利用規約に準拠)

11 認定の取り消し

事業実施計画に従って事業を行わない場合や、事業プロジェクトを中止した場合などは事業認定を取り消すこととします。

12 奨励金の返還

不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められる場合は、認定を取り消した上、支給決定を取り消し、支給額全額を返還させることがあります。

13 プロジェクト実行者による寄付

原則としてプロジェクト実行者(プロジェクト実行者が法人・団体の場合、当該法人・団体の代表者)およびプロジェクト実行者が代表を務める法人・団体による寄付は認めないこととします。当該寄付をした場合は、奨励金の支給の対象から除外します。

14 その他

この募集要項に定めのない事項は実施要領に基づくこととします。